

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請
(申請の流れについては[こちら](#))

技術・人文知識・国際業務

特定活動（46号）
(専門学校・日本語教育機関を除く)

特定技能

② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請

特定活動（継続就職活動）
(原則として、日本語教育機関を除く)

特定活動（就職内定者）

※ 留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口については、[こちら](#)をご覧ください。